

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本業務では、競争参加者の資料作成及び、発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、評価に係る申請資料の提出を、競争参加者の自己申告による「簡易技術資料」の提出に留め、開札後に、落札候補者に対してのみ、「詳細技術資料」を求め、「簡易技術資料」の内容を確認する「簡易確認型」を試行する。なお、「簡易確認型」の概要は、

<https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/pdf/kanikakunin.pdf>より確認することができる。

本業務は、地域コンサルタントの活用促進を目的に、企業・技術者の過去の業務成績を評価対象としない「地域型」を試行する。

本業務は、参加申請を共通化する2件の業務を対象に、同時に公示し、一括して審査を実施する試行の業務である。

本公示に記載の業務の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に競争参加資格確認申請書の提出が必要である。

なお、希望業務のみに競争参加資格確認申請書を提出することもできる。

また、本業務は、入札契約手続き等について、下記分任支出負担行為担当官とは別の事務所(浜松河川国道事務所)において行う業務である。

令和5年7月26日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 田中 康寛

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 設楽ダム川向地区外補償説明業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件) (以下「業務①」という)

令和5年度 設楽ダム八橋地区外補償説明業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件) (以下「業務②」という)

(2) 業務内容

業務① 本業務は、豊川水系設楽ダム建設事業の施行に伴い取得等が必要となる土地等の権利者への補償説明を実施することを目的とするものである。

業務② 本業務は、豊川水系設楽ダム建設事業の施行に伴い取得等が必要となる土地等の権利者への補償説明を実施することを目的とするものである。

(3) 履行期間

業務①② 契約締結日の翌日から令和6年5月31日まで

2 入札方式等

(1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)

(昭和22年勅令第165号) 第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

- (2) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」を設定する。
- (3) 本業務は、参加表明書の提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。ただし、落札候補者となった場合に提出が必要となる詳細技術資料については、電子メールで提出するものとする。
- (4) 業務①、業務②の順番で落札決定を行う。なお、落札決定通知を受けた者は、それ以降の落札決定を行う業務の入札は無効とする。

3 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件
- (3) 業務拠点に関する要件
- (4) 業務実施体制に関する要件
- (5) 入札参加希望者の業務実績に関する要件
- (6) 配置予定主任担当者の資格に関する要件
- (7) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件
- (8) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件
- (9) 中立公平性に関する要件

4 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、入札参加希望者の同種業務の実績ならびに配置予定主任担当者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒430-0811 浜松市中区名塚町266

中部地方整備局浜松河川国道事務所 経理課

電 話 053-466-0112

メールアドレス：cbr-keihamam@mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 入札説明書等の交付期間：別表②のとおり。

② 交付場所及び方法：「電子入札システム」に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

入札情報サービスURL：

<http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Gyomu/Kokoku/Search.aspx>

(3) 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

① 参加表明書の提出期間：別表③のとおり。

② 提出先及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、電子メールにより5（1）まで提出すること。

(4) 詳細技術資料の提出期間及び提出先

① 詳細技術資料の提出期間：落札候補者に通知する詳細技術資料提出依頼書（落札候補者選定通知）による。

② 落札候補者は、電子メールにより詳細技術資料を5（1）に提出すること。

(5) 入札、開札の日時、場所及び方法

① 入札書の受付期間：別表④のとおり。

② 入札書の提出先及び方法：入札書は電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5（1）まで「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）」で提出すること。

③ 開札の日時及び場所：別表⑤のとおり。

※注1：「託送」とは・・・民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

6 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の可否等

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(4) 関連情報を入手する為の照会窓口：上記5（1）に同じ。

(5) 詳細は、入札説明書による。

別表

①	指名通知の日	令和５年８月１０日
②	入札説明書等の交付期間	令和５年７月２６日から 令和５年８月２３日まで
③	参加表明書の提出期間	令和５年７月２７日から 令和５年８月 ３日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) ※複数の業務に参加を希望する場合の提出方法は、入札 説明書４（１）⑦. のとおりとする。
④	入札書の受付期間	令和５年８月２２日10時から 令和５年８月２３日16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	令和５年８月２８日 業務① １０時００分 業務② １３時１５分 浜松河川国道事務所入札室